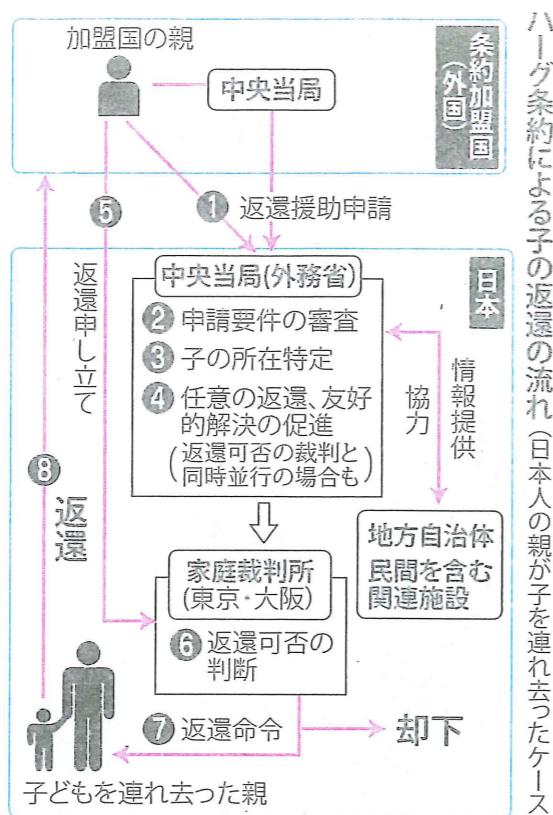


くらしナビ ◆ ライフスタイル



ハーグ条約による子の返還の流れ（日本人の親が子を連れ去ったケース）

ハーグ条約の基礎知識

結婚が破綻した夫婦の一方が外国に子を連れ去った場合の子の扱いを定めた「ハーグ条約」が1日、日本でも発効した。日本人夫婦でも適用される場合がある。条約の基本的な知識をQ&Aでまとめた。

Q 日本はなぜ加盟？

・大阪の2家裁に申し立て
など、子を連れ去った親は返還命令を受けた。

A 条約は、片方の親が16歳未満の子を加盟国から別の加盟国に連れ去った場合、原則として子を元の国に返還しるルールを定める。残された親が子との面会を求める「面会交流援助」の手続きもある。

日本では離婚後、片方の親が親権を持つ「単独親権制」だ。一方、歐米を中心とする加盟国主流は離婚後も両親が養育にかかる「共同親権制」。

日本では②の「重大な危険」について国内法で子が暴力を受ける恐れがある

△連れ去った親が、子の心理的外傷となる暴力を受けた恐れがある——などの事情を考慮するよう規定された。

Q どんな場合適用？

A 残された親が子の返還を申請するには、子が16歳未満で、連れ去りが、条約発効後に発生△加盟国間の連れ去り△残された親の「監護権」（子を養育する権利）を侵害している——などの要件がある。これらのを満たした親が加

や面会の援助申請を受ける日本担当部局は外務省ハーグ条約室（03・55501・8460）だ。同省はウェブサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/hague/>）で条約の概要、返還申請の手順などを詳しく述べた。

日本にいる子に対する返還や面会を求める外国の親や、子を連れ帰ってきた国内の親へ弁護士紹介制度も始まりました。当事者は同窓を通じて沖縄など個別の紹介窓口を設置した弁護士会もある。

Q 該当する場合は？

A 国内外からの子の返還や面会の援助申請を受ける日本担当部局は外務省ハーグ条約室（03・55501・8460）だ。同省はウェブサイト（<http://www.mofa.go.jp/mofai/gaiko/hague/>）で条約の概要、返還申請の手順などを詳しく述べた。

Q 日本人同士でも？

A 条約は、婚姻中の日本

夫婦の一方が、もう一人の夫婦を持つ方の親が子を国外に連れ出した場合は、調停などでの面会を取り決めていたとしても「監護権がないため、返還対象にはならない」という。

【返還実績】

◆外務省が委託契約するADR機関◆

第一東京弁護士会仲裁センター

☎03・3595・8588

第二東京弁護士会仲裁センター

☎03・3581・2249

東京弁護士会紛争解決センター

☎03・3581・0031

公益社団法人総合紛争解決センター

（大阪市） ☎06・6364・7644

沖縄弁護士会紛争解決センター

☎098・865・3737

*電話はいずれも日本語のみ。手続きは日本語、英語での対応が可能（大阪市の総合紛争解決センターは韓国語も可）。

◆弁護士費用の立て替え相談◆

法テラス ☎0570・078374

*ハーグ条約の事案については、海外在住の外国人も法律扶助が利用できる

国際結婚 気をつけることは

2010年の人口動態統計によると、国際結婚の約2万4000件に対し離婚は約1万6000件。大谷美紀子弁護士は「厳しいようだが、結婚の際に離婚の可能性も視野に入れて情報収集を」と忠告する。離婚後も夫婦が共同親権をもつ国で暮らしていく場合、「離婚しても子が成人するまで、子連れで日本に戻って暮らすのは簡単ではない（真似した方がよし）。子と外国に転居するとは裁判が必要だ。

フランス人の夫と同国内で離婚裁判中の40代女性は、「離婚を考えてから自立の一歩を踏み出した。約3年前に夫の暴力が裁判所に認められ、別居。日本語講師をして生計を立てているが」「行政機関や在外公館、女性センターなどへの相談が大事」と話す。一方、外国人配偶者と日本で暮らしていく人の離婚について、大谷さんは「日本の法律が適用される可能性が高いが、面会交流の頻度など相手国の文化を配慮して、子の養育環境を決めることが大切」と助言する。

親の同意を得ずに子連れで海外に移住するケースなどもまれる。国際家事事件に詳しい大谷美紀子弁護士は、「婚姻中は共同親権で双方の親に監護権があるので、返還対象になる可能性が高い」と語る。海外に住んでいた日本人夫婦の一方が無断で子を連れて單に短期間滞在していたのではない「疎開所持」と判断されれば返還の対象となる。